

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 6 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成29年6月19日

開 議	午前9時30分	
日程第1	諸般の報告	
日程第2	報告第3号	平成28年度予算の繰越使用報告について
日程第3	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第4	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
日程第5	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例の一部改正)
日程第6	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第7	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第8	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
日程第9	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)
日程第10	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
日程第11	議案第37号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
日程第12	議案第38号	平成29年度岩出市一般会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第39号	平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第40号	平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第41号	平成29年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第42号	市道路線の認定について
日程第17	議案第43号	動産の取得について
日程第18	議案第44号	岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれら に準ずる者とするに関する同意について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第3号につきましては、質疑、議案第29号から議案第44号までの議案16件につきましては、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりです。

次に、受理した請願第2号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり厚生文教常任委員会へ付託します。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第3号 平成28年度予算の繰越使用報告について

○吉本議長 日程第2 報告第3号 平成28年度予算の繰越使用報告の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

1番目、尾和弘一議員、報告第3号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

まず、報告第3号について質疑を行います。

今回、繰越明許費として、庁舎新築事業に関して及び駐車場造成事業に関してということで報告がありました。まず、第1点の庁舎新築事業に関してですが、これに関しての全体的な進捗状況及び青写真、どういう構造になっているのか、構想になっているのか、まず第1点、お聞きをしたいと思います。

さらに、駐車場の問題であります。造成工事に関しても同様に、現在の岩出市役所内の駐車場については狭隘な、非常に狭い実態にあります。市民の皆さんが市

役所に申請なり用事で来られた場合、車を置く場所がないということで苦情が多く来ております。こういう点からいって、駐車場の造成に関しては、これは早急に解決すべき事項であろうと考えておりますが、この造成によって何台駐車場の置くスペースがふえるのか。それから、完成時期、いつぐらいを目途に計画をされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 おはようございます。

通告に従い、答弁をいたします。今回の予算の繰越使用報告については、繰越計算書のとおり、科目、事業名、繰越額、財源内訳を報告するものです。事業の詳細につきましては、予算計上時、いわゆる当初予算、それと6月議会のときに本会議及び委員会でご審議をいただいておりますので、まず、その分を説明させていただきます。

ご質疑の庁舎新築事業と駐車場造成事業につきましては、平成29年第1回市議会定例会、前回の3月議会でご審議をいただき、既に可決をいただいた繰越明許費でございます。内容としましては、平成28年度事業として計画していましたが、市役所庁舎南側の用地が取得できたことから、庁舎建設位置の見直しによる事業内容変更を行い、繰越事業として、現在、事業に取り組んでいるところです。

ただいまご質疑にありましたけれども、進捗状況でございます。既に皆さんご存じのとおり、今、駐車場の造成事業をしておるところでございます。建物につきましては、ただいま設計中でございます。

それから、駐車場ですけれども、現在のところ40台強の駐車場の確保が見込まれております。それから、完成時期につきましては、今年度の早い時期に完成を目指してございます。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 庁舎についてですが、今設計をしている段階だということですが、もう既に青写真ができているのか。実態の把握について、議会のほうに提出をしていただきたいと思いますと思いますが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、駐車場についてですが、40台余り、この駐車場造成によって使用ができるということでありまして、1年間の流れでいきますと、確定申告時、これは非常

に込み合います。車の置く場所がない。さらに、きょうも実態としては、私も車を入れようと思ったんですが、入れる場所がなくて、法務局のほうに置いてきたという実態があります。

こういう実態の中で、市民の皆さんが、この実態をどのように見ているのか。

それから、あわせて職員の車については、現在、何台置いておられるのか、あそこのスペースに。

さらに、駐車場に関してですが、他の地方自治体では、出入り口のところに、自動であれして、窓口で印鑑を求め、出入りができるようなシステムになっておるところが多くあります。こういう考えも、一考で考えるべきだと思いますが、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 ただいま再質疑でございます。

庁舎の新築事業につきましては、ただいま設計段階でございます。構造といたしましては、一応鉄骨2階建てを考慮しておると、それでございます。

それから、青写真、いわゆる図面の提出を議会にということでございますけれども、議会から資料の請求がありましたならば、こちらで対応させていただきます。

それから、確定申告時に駐車場が不足している。それは十分、私どもも認識してございます。ということで、今、造成しているところで、40台程度の駐車場の確保ができるということで、若干解消するのかなと思っております。

あと、それから職員の駐車台数、それから駐車場のゲートをつくって、印鑑を求める、この件につきましては、今回の議題とは外れておりますので、答弁は控えさせていただきます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 庁舎の関係でご質疑をさせていただきたいと思っております。

2階建てということで、どういう部署がこの2階建ての新庁舎に入るのか、これについて決まっておりましたら、ご答弁をいただきたい。

それから、駐車場に関してですが、構想として、私が他の地方自治体の関係で述べたわけでありまして。それについて議題に外れるとか、外れないとかという問題やないわけです。現在、そういう構想があるのか、持っているのか、持っていないのかということでお聞きしているわけですから、それについて誠実に答弁すべきであ

るというふうに思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 ただいま再々質疑についてお答えをいたします。

どの部署が入るかというのは、現在はまだ決まっておりません。今後、検討して決めてまいります。

それから、印鑑を求める件ですけれども、そういう構想は、今のところございません。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第3号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）～

日程第18 議案44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

○吉本議長 日程第3 議案29号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件から日程第18 議案44号 岩出市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意の件までの議案16件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質疑を行いたいと思います。

まず、議案第29号、国保税条例関係から行きたいと思います。この29号では、2点お聞きしたいと思います。

1つは、条例改定における対象世帯数というものが何世帯あるのかということと、この条例に該当する、関係する額ですね、この額だけお聞かせをいただきたいと思っています。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 おはようございます。

増田議員の質疑にお答えいたします。

条例改正による5割軽減の対象世帯数は、医療分で23世帯、後期高齢者支援金分で23世帯、介護納付金分で12世帯の増加を見込んでおります。また、2割軽減の対象世帯数は、医療分で28世帯、後期高齢者支援金分で28世帯、介護納付金分で12世帯の増加を見込んでおります。

2点目の軽減される影響見込み額につきましては、5割軽減世帯は、改正によるもので124万8,440円を見込んでおります。また、2割軽減世帯は、改正によるもので47万2,750円を見込んでおります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、国保関係においては、うちの家にも納付書、これが送られてきたんですが、今回のこの条例に該当する方については、納付書との関係でいうと、軽減されたという、そういう部分の中での計算されたという部分の中で、納付書が送られてきたというふうに見ていいんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回、平成29年度の当初の国保税納税通知書が発送されましたが、それにつきましては、今回の軽減についても反映された形となっております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第30号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 30号の質疑を行います。

この議案については、説明のときには、段階的に改定するというふうな説明もあ

りましたが、今回のこの改定によって改善されるのかどうかという点が1点と、条例の中では、第1号に該当する扶養親族という部分において、補償の基礎額というのが100円、433円から333円でしたかね、下がるというふうなことも書かれていますが、実際には、全国的なこの条例を制定していく上で、全国的基準というふうなもので、全国的な自治体としても改定がされるものなのか、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の1点目、段階的改定による改善についてですが、補償額につきましては、扶養親族の構成により増減が発生する場合がございます。

2点目についてですが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の扶養親族加算額が改正されたものであり、同政令の改正に準じ改正するものでございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の説明では、補償については、実際には上がる、段階的ということもあったんですが、上がる人もあるし、下がる人もあるというような、そういう認識でいいんでしょうか。

それと、もう1点は、市として、今回の消防団員の方のこういう補償が下がるという部分については、改定された国の事由ですね、それについては、市としてはどのような理解というんですか、されているんでしょうか。今回、こういうような改定しなければいけないという、そういうのは何か国から説明みたいなんはあるんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

補償については、上がる、下がると、今、議員のおっしゃったとおり、扶養親族の構成によりまして、上がる方もいらっしゃれば、変わらない方もいらっしゃいますし、また、下がる方もいらっしゃいます。

次に、市としての処遇内容は下がるとか、改定ですけれども、今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律、この扶養手当の支給額が段階的に変更されたことに伴いまして、その基礎としている非常勤消防団員等に係る損害補償



の算定の基礎、その額が旧法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められている省令になってございますので、その改正がされたもので、岩出市として、特にそういう何かというものはございませんけども、政令が改正されたことに伴う条例の改正となってございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第33号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 33号、28年度の一般会計の補正予算で、2点お聞きをしたいと思います。

今回の補正の中においては、これが交付金関係、この部分においては、非常に金額的には乖離というものが出ているというふうに私は感じていますし、実際にそうだと思うんです。この点について市としてどう見ているのかと。配当割の交付金、また、株式譲渡割の交付金とか地方交付税関係、こういう部分なんかにおいても、なぜ、今回このような形になっているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、あともう1点は、市としても各種基金への積立金というものをされているんですが、実際には、現在の市として、都市計画事業資金基金と、また、教育施設建設事業基金と、減債基金を初めとして、公共施設整備基金、また、財政調整基金と、各積み立てがされてきているんですが、基本的には、市として、今後の事業というんですか、そういうのがどういうふうな形を市として捉えて、それに対してどういうような考え方を持っているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の1点目の質疑について、お答えいたします。

配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成27年度交付見込み額に、国が示す地方財政計画の伸び率を乗じて当初予算を算出しております。

結果的には、地方財政計画の伸び率どおりには伸びなかったということが、乖離が生じたということでございます。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 ご質疑の地方交付税の関係ですけれども、地方交付税は国から配分される財源であることから、地方財政計画を踏まえ予算計上しています。普通交付

税につきましては、平成27年度の交付実績をもとに、国が示す地方財政計画の増減率を踏まえ、当初予算を計上していましたが、交付額が確定したため補正するものです。また、特別交付税につきましては、平成26年度の交付実績を踏まえ、当初予算を計上していましたが、交付額が確定したため補正するものでございます。

それから、2点目の基金の関係でございます。教育施設建設事業基金と財政調整基金につきましては、当初予算及び年度内の補正予算において、取り崩ししていたものを積み戻しするものでございます。

それから、都市計画事業資金基金につきましては、都市計画税収納見込み額のおおむね2分の1を次年度以降の都市計画事業の財源とするため積み立てをするものです。

それから、減債基金につきましては、臨時財政対策債の償還に備えて、現在、積み立てをしているものでございます。

それから、公共施設整備基金につきましては、今後の公共施設の整備及び改修等に備え、積み立てを行うものでございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 配当割の交付金、また、株式譲渡関係ですね、これについては伸びがなかったということについては、今、経済情勢なんかも非常にかかわってくると思うんですが、こういう点においては、市として、これだけ伸びなかったというような要因という部分については、どのように、本来はもっと伸び率があってもいいんじゃないかというふうに思っていたと思うんですが、伸びなかった要因というのは、どういうふうなものを考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 伸びなかった要因ということでございますが、配当割交付金につきましては、株価の影響及び企業の内部留保による配当の減少などが考えられると思われまます。

株式等譲渡所得割交付金におきましては、株式市場が低迷したことによるものと考えます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第34号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第34号、28年度国保会計について、2点お聞きをしたいと思います。

1点目は、この予算書を見ますと、財政調整交付金、こういう部分において非常に大きな乖離が出ているんじゃないかというふうに思います。当初予算ではどのような見立てをしていたのかという点をお聞きをしたいと思います。

国庫支出金についても、財政調整交付金において、普通調整交付金と特別調整交付金と合わせて1億円が今回されます。そして、県の支出金の面においては、財政調整交付金の面では、普通調整交付金で7,800万円の、逆に減額というふうになっていますし、特別調整交付金では6,500万円増額になっていると。こういうような現状が、なぜ生まれたのか、そういう見込み違いという部分の要因というのは、どういものがそういうふうになってきたのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、実際には、歳出の面で見ると、一般会計への繰出金というのが1億円を超える額がされてきているんですが、収入の面から見て、国からの交付金というのが主なものであって、なぜ基金に積み立てるという方向ではなしに、一般会計に繰り出すのかというこの理由についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目、財政調整交付金において、当初予算でどのような見立てをしていたのかについては、当初予算における県の調整交付金は、過去の交付実績をもとに計上しております。今回、平成27年度まで普通調整交付金6%とあわせて交付されていた調整額の部分が、平成29年2月に県の交付要綱が改正されたことにより、平成28年度については、特別調整交付金の国民健康保険事業運営調整分として交付されました。当初予算では、この調整分を普通調整交付金の歳入として見込んでいたため、今回のような増減が生じたものでございます。

2点目の歳入は、国からの交付金関係が主なものであり、一般会計へ繰り出す性格のものではなく、基金に積み立てる対応が求められるが、その理由はについてですが、今回の専決処分で一般会計繰出金として1億976万4,000円を繰り出ししておりますが、近年、医療費の急激な伸びにより、毎年、その他一般会計繰入金を繰り入れている状況で、その累積残高は、平成28年度末で3億9,383万9,000円となっております。このような状況から、一般会計への繰り出しを優先すべきであり、基金に積み立てる性格のものではないと考えます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 特に、この財政調整交付金においては、28年度の予算のときに、実際には県で制度が変わったという形で、このときにも、たしかこの場所で、市の考えは増額になっている形やったかな、金額の違いというのがあると。県からいただいた資料の点で、少し見解の違いがあるんだということなんかも指摘をしたと思うんです。

そういう点では、実際には、今言われた県のそういう部分の中での状況の違いがあるんだという点、この点については、やっぱりしっかりと、そういう制度、予算のときにはしっかりとそういうような形で対応していくのが非常に大事かなというふうに私は思うんですが、そういう点では、今回、制度が変わったときに示されたそういう点においての市としての見込み違いという部分が生まれた、そういう部分についての考え方ですね、それについて、少しどうだったのかという点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをいたします。

県の調整交付金において、市が見込み違いをしておったのではないかとというご指摘であります。28年度予算を組んで、それを執行しておるその途中の29年2月に県の交付要綱が改正され、その年の28年度分の調整交付金が仕組みが変わってきたということですので、見込み違いには当たらないということでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 38号について、質疑を行いたいと思います。

この一般会計の中には財務書類作成支援業務委託料というものが載っていますが、これの財務書類という書類内容、それはどういうものなのかと。そしてまた、委託する中身については、どういった内容を委託をされるのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思います。

それと、子ども医療費関係なんかも12ページのところに載っているんですが、説明では、8月から制度が変わるんだというような説明もいただきましたが、制度そ

のものについてはどのように変わるのか、また、市としては、どのように変えていくというふうに考えているのかという点をお聞きをしたいと思います。また、その場合に、医療関係、市民への周知という点においては、どのように行っていくのかという点、お聞きをしたいと思います。

3点目は、市民プールに関係する部分です。市民プールの測量設計の委託料というものが減額になって、一方では、今度できる市民プールの建設に対しての部分も載っていますし、そういう点では、今後の新しくできる市民プール、これについての市の構想というんですか、どのようなものをつくろうと考えているのかという点、現時点で、今の市の考えなんかをお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員ご質疑の1点目、財務書類の関係です。財務書類の中身につきましては、地方公会計制度における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書の4種の財務書類です。

委託の中身は、国の要請に基づく統一的な基準による財務書類作成・整備のための支援となっております。

以上でございます。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の2点目、子ども医療について、8月から制度内容が変わる説明もされたが、どのように変わるのかについては、小中学生の通院において、8月から現物給付を開始いたします。具体的には、岩出市内の取扱医療機関で、小中学生が外来受診した場合、受給資格証を提示すれば、窓口負担が1割になります。今回、補正予算に計上しているシステム改修は、その現物給付化に対応するために行うものでございます。

また、医療機関、市民への周知については、岩出市内の医療関係には、医師会等の関係団体の会合に出向き、直接説明または文書にて事前に周知を図ってきたところであります。7月には、対象となる市民に直接通知いたしますとともに、市広報や取扱医療機関にポスターを掲示するなどして周知を行ってまいります。

○吉本議長 生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 増田議員のご質疑3点目、市民プール測量設計委託料の減額理由は、についてお答えいたします。

プール建設に係る予算を明確にするため、新たに6目市民プール建設事業費に設

計監理委託料を計上させていただいたことにより、5目のプール建設に係る測量設計委託料を減額させていただいております。

続きまして、4点目、市民プール建設に対する市の今後の構想はどのように捉えているのかについて、お答えいたします。

市民プールについては、老朽化した市民プールを統合し、新たに浄水設備を有する屋外型プールを建設することにより、市民のスポーツニーズに応えてまいりたいと、そのように考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の財務書類関係ですね。今るる貸借関係なんかの書類なんかも含めて、いろんなものを委託するんだというんですが、これについては実際には、こういう業者の方に委託しなければならないような、そういう難しい書類なんですか。その辺、なぜ、職員の方なんかが、そういうことは扱えないような、そういう難しい専門的な部分がどうしても必要だというような形で、その作業を委託するというふうには捉えていいんでしょうか。この点が、まず1点です。

もう1点は、市民プールなんですが、今、市民プール、市民の方なんかもいろんな要望とかもあると思うんです。そういう点においては、市民の要望という部分については、市としては、どのように市民の声に応じていく対応をとられていこうとしているのか、既に市民の皆さん、やっぱり声を聞いてつくっていくというのが非常に大事だと思うんですが、今後、市政懇談会なんかもある中で、そういう声なんかも出てくるんじゃないかなというふうにも思いますし、その辺について、市民の声という部分については、どのように反映していくような考えを持っておられるのかという点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再質疑でございます。

職員でできないのかと、そういうようなことでございます。先ほど申しましたように、統一的な基準による整備をしろということ、総務大臣のほうから通知来た内容でございます。この業務につきましては、財務書類等の作成・公表するために、会計の専門的知識を有する者からの支援を得ることによりまして、円滑な公会計事務の推進、それと正確な会計処理による財務書類を作成するというところでございます。当然、職員のできるのであれば、今回、補正予算は計上していないわけでござ

いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○吉本議長 生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 増田議員の再質疑、市民プールに対する市民の要望にどう応えていくのかについて、お答えいたします。

市民プールにつきましては、スポーツ推進員や周辺市民の方々のご意見を参考にさせていただいて、建設等をしていきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第44号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第44号については、通告、かなりちょっとあるんで申しわけないなと思うんですが、順次聞いていきたいと思ひます。全部で9点ありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回のこの議案第44号、説明の中では農業委員会委員については、認定農業者等と。また、これらに準ずる者とするというふうに変更するというものなんですが、そもそも、これらに準ずる者という者を変更される理由ですね、この点について、まずお聞きをしたいと思ひます。

そして、2点目には、現在の認定農業者数の人数、これについては、個人と法人別でお聞きをしたいと思ひます。

そして、3番目に、そもそも認定農業者に準ずる者という者は、農業に従事している関係において、どのような方を指すのか、この点についてお聞きをしたいと思ひます。

そして、新たに追加されるに該当する認定農業者に準ずる者という方の該当する人数ですね、市としては何人ぐらいあるのかということを見ているのかという点、お聞きをしたいと思ひます。

5点目として、第2条の第1号の規定で、当該の農業委員会の区域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれるもの、また、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する組織の役員、農業の経営、または技術について、すぐれた知識及び経験を有して、地域において指導的立場にある者として、地方公共団体に認められた農業者との規定というものも、こういう規定なんかも、今の規定の中で、これあるわけなんですね。その中で、今度、新しく農業委員会の構成というものについて、こういう規定に、さらに、これらに

準ずる者という者を追加して、農業委員さんの割合というものを過半数にするというふうにしているわけなんですけど、その理由についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、農業委員会のあの規定の中では、国の承認との関係という項目なんかもあるわけなんです。その中では、委員さんが、少なくとも4分の1を認定農業者というようなことを初めとして、いろんな規定をかけていく中で、特に、岩出市のように認定農業者が少ない場合という形においては、国の承認という関係規定があるわけなんですけど、今回の農業委員会の委員さんについて、国の承認という点においてはどうなっているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、今回、農業委員会については制度が大きく変わってくるという中で、任命に当たっては、議会の同意を得る前に、候補者となる方の農業委員の推薦というものをいろんな団体なんかへ求めたり、また、公募ということなんかもあることだと思って思うんです。この点においては、市としてはどうなっているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、8点目においては、利害関係という部分についての規定なんかも新たに変わってきているわけなんですけど、この利害関係との関係、これは規定との関係では、どのように捉えているんでしょうか。

そして、女性や青年の登用というものなんかの部分についても、農業委員会の任命に当たっては、著しい偏りというものなんかが生じないように配慮するというようなことも求められているわけなんですけど、年齢とか性別という、こういう点についての部分については、どのように捉えているんでしょうか。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1番目、認定農業者等が農業委員会委員の占める割合の過半数にならないため、認定農業者に準ずる者を含めることを議会に同意を求めるものです。これらに準ずる者とは、元認定農業者、農業士が該当いたします。

続きまして、2番、認定農業者人数は、応募の個人が1人、応募の法人はございません。

3点目、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に該当する者で、当市では、元認定農業者、県から認められた農業士です。



続きまして、4番目、市内の認定農業者に準ずる者は、元認定農業者と農業士を考え、41名になっております。

続きまして、5番目、認定農業者に準ずる者とは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号のイからヌに該当する者であり、今回、その同意を求めるもので、認定農業者が少ないためです。

6番目、認定農業者等及び認定農業に準ずる者で過半数を占めることができるため、農林水産大臣の承認は必要ございません。

続きまして、7番目、農業委員会等に関する法律第9条に基づき、委員を任命しようとするときは、農林水産省で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体、その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をすることになっており、紀の里農業協同組合に候補者の団体推薦及び個人の募集を行いました。募集の方法は、個人・団体推薦等を含め、岩出市広報2月号、ウェブサイトにより、平成29年2月1日から平成29年3月2日間、募集を行っております。

続きまして、8番目、農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見の具申等を行っており、その公平・公正な判断を強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映されることが適当です。このため、市町村は農業委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係の有しない者を含めるようにしなければならないことになっており、当委員についても1名を含めております。

続きまして、9番目、農業分野において、女性の役割が重要となっていることから、女性委員を積極的に登用いたします。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 2点ほどお聞きしたいと思うんです。

これらに準ずる者というような書き方になって、実際には、今回、認定農業者という方についての関係で、今お話しいただいたんですが、そもそも、この認定農業に準ずる者という、この規定の部分に該当する人数というのは、今は、何か市内で41名というような、若干説明もあったと思うんですが、41名の方が、要するに、今回、この条例に関して準ずる者という、そういう方に該当する方の人数が41名でいいのかどうかという点をちょっと確認したいのと、あと、8点目に書いている利害

関係を有しない者という者を含まなければいけないというふうになるわけなんです  
が、この場合、利害関係を有しない者という点においては、直接、全く農業に携わ  
っていないという方ではないと思うんですが、その辺の農業委員会の構成をかけて  
いく中で、実際には、認定農業者というのと、また、これに準ずるという分につい  
ては、農業にどうしてもかかわりがあるというふうにならざるを得ないという部分  
の中で、利害関係を有しない者という部分については、どのような形で先行してい  
く基準というんですか、どういう方が利害関係を有しないという方になるのか、こ  
の点をちょっと説明していただきたいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

認定農業者に準ずる者を構成に入れるということにつきましては、農地法改正に  
より、農地事業に対して熱心に行うということに該当することから、元認定農業者、  
農業士を含めよという農林水産省の通達が来ております。

そして、中立委員の構成につきましてはですが、先ほども言わせていただいた  
とおり、公平・公正な判断を強く求められる組織であるという面から、当市におい  
ては、そういう中立な立場の法令遵守をする立場の方に推薦いただいております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけ、今、中立的な立場ということをおっしゃられたんですけども、  
それは農業なんかで、田畑というんですか、田畑なんかも持っておられて、当然、  
そういう方も持っておられるという方だというふうに理解していいのかどうか、そ  
の辺だけちょっと再度確認したいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

非農家限定という考えはございません。法令遵守する立場の方を任命することに  
なっているようになっております。

以上です。

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時25分)

再開 (10時40分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第29号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 それでは、今回の議案について質疑をさせていただきます。

なお、増田議員の質疑と重複する関係があるかもわかりませんが、私として質疑を行いますので、具体的、詳細にご説明をいただきたいと思います。

まず第1点、議案第29号について質疑をさせていただきます。

今回の専決処分に関して、この改正により影響する対象者数はどうなっているのか、及びその金額は幾らとなるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

条例改正による5割軽減の対象者は、医療分で50人、後期高齢者支援金分で50人、介護納付金分で17人の増加を見込んでおります。また、2割軽減の対象者は、医療分で43人、後期高齢者支援金分で43人、介護納付金分で14人の増加を見込んでおります。

2点目の軽減による影響金額は幾らとなるのかにつきましては、5割軽減対象者は、改正によるもので124万8,440円を見込んでおります。また、2割軽減対象者は、改正によるもので47万2,750円を見込んでおります。前段、第1番目の回答につきましては、先ほどと異なりまして、人数ベースでお答えをいたしております。先ほどは世帯でお答えいたしました。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。人数ベースと世帯数ベースと、対象者というのは選定基準が変わるのでしょうか。1世帯の中に2名おられるとか、3名おられるとかという解釈をしていいのか、それとも別個に、世帯数と一くくりにして、人数は人数でいくと、軽減額を算定するという事なんではないでしょうか、ちょっと再度

答弁を求めます。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

国民健康保険税の課税につきましては、世帯単位ということでご存じかと思えますけれども、各家族、世帯に対して課税をいたします。それに対して、その世帯の構成する人数が被保険者ということになるのでございますが、ただいまの回答につきましては、人数に焦点を当てて回答したものでございます。

例えば、対象となる世帯が1世帯で2人、次の2世帯目で3人ということであれば、対象世帯としては2世帯、対象人数としては5人、こういう考え方で、対象となる世帯、また対象となる人数を立て分けて、先ほどから答弁をさせていただいております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、全体的には、金額については差異はないと。世帯数と人員との計算の算出のやり方で、今報告あったんですけども、総額としては、今ご答弁のいただいた内容と同じだという理解でよろしいのでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 今、尾和議員ご指摘のとおりでございます。人数から見た場合、世帯から見た場合の区別のみで、金額に差異はございません。

○吉本議長 続きまして、議案第30号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第30号について、お聞きをしたいと思います。

この条例案の中で、各業務従事者内容が出ておりますが、その人員についてお聞きをまずしたいと思います。

それから、損害補償の改定により、現行と改定後の比較についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目、介護補償の、現在、対象者というのはおられるのかどうか。

現在、この年金受給をされている方がおられた場合に、どういう影響が出てくるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目についてですが、消防法の規定による消火もしくは延焼の防止もしくは人命の救助、その他の消防作業、または市町村が行う救急業務に協力した者、水防法の規定による水防団員の公務、災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者が対象であり、人員につきましては、現在の消防団員数が326名でございます。また、協力した民間人も対象となります。

2点目についてですが、補償額については、扶養親族の構成により、現行と比較して増減が発生する場合がございます。

3点目についてですが、介護補償の対象者はいません。

4点目についてですが、現在、傷病補償年金の支給を受けている者は、施行日以後の期日に係る補償額については、改正後の規定に基づいて補償額が決定されます。以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

○尾和議員 年金受給者というのは、おられないということによろしいですか。介護補償はゼロやけども。

○吉本議長 再質疑ですか。

○尾和議員 いやいや、答弁がなかったんで。

○吉本議長 改正後ということですよ。

総務課長。

○木村総務課長 済みません。失礼いたしました。介護補償の対象者はおりません。また、障害補償年金の受給者もございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。消防団員326名、その他の協力者について、これは該当しますよということなんですが、そうしますと、事故があつて、どの段階で協力者として認定をするのか、その基準は決まっているのか。要するに、消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者、応急従事、措置従事者ですね、これらの段階については、消防団については適用はあるんですけども、それ以外については、どの段階でこれ認定するのか、後からするのか、前の段階で、これは協力者だという認定をした上で処理をするのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、2点目なんですが、現在、配偶者については現行から100円下がると。

子供の加算額については50円のアップになると。それから、配偶者がいない場合の加算額については30円下がるということで、それぞれなんですけど、孫とか父母、祖父母、弟、姉妹、重度心身障害者については、配偶者がいない場合、1の場合ですね、配偶者がいない場合については367円の加算額が削除され、さらに、新設として300円改定後につけられるということなんですけど、そうしますと、非常勤消防団員の改定後の常時介護者を要する場合、現行と改定後の金額について、臨時介護士、介護を要する場合の現行と改定後について、どのように変わるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目、民間の人が協力した場合、どこの時点で基準というか、対象になるのかということなんですけども、まずは救護等に協力した者、救急業務に協力した者ということで、そこでしていただいたか、いただいてないかというのがございます。ただ、その方がけがをした、もしくは亡くなられた、あとは障がいが残った、そういうときには、うちのほうから基金のほうに報告書を出します。基金で認められるかどうか、そこが基準となってございます。

次に、2点目ですけども、介護ですけども、これにつきましては、3号から6号につきましては300円ということになってございます。介護補償につきましては、傷病等が2級以上の者について、介護を受けたために費用を支出したとき、その費用を限度額まで支給するものでございまして、この支給額については、今回の条例の改正により変わるものではございません。支給額の限度額となりますと、支給額が決定されてございます。今回の扶養親族等の加算額、これには関係ございません。額は決まったもので、その限度額ということで補償がされるということになってございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、協力従事者、消防団員以外の方のそれについては、例えば、事が発生したよと。その段階で、ボランティアで自主的にそれにかかわった。かかわったことによって障がいをこうむった、死亡したという場合の、これは非常にシビアな問題やと思うんですね。

そうかといって、前の段階で協力してくれと言いながら、誰かの指示によって協力した場合と自主的に協力した場合と、ここの判断が非常に難しいんじゃないかな。

いわゆる指揮命令系統の中で、その判断をすべきだと思うんですが、そこら辺についてのマニュアルというんですか、指針というんか、基準というのはあるんでしょうか。

それから、非常勤消防団員に対する損害補償の限度額についてですが、これは私が調査をしたところ、改定がされているんですよね。ご存じやと思うんですが、最高限度額が10万4,950円から10万5,130円、その他、改定の部分があるんですけども、これは岩出市では、この改定額については、今回の条例には含まれていないという解釈でよろしいんでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員、再々質疑についてですが、民間協力者ということで、民間人が消防作業等に協力したときということで、事故現場付近で救急隊員から要請を受けて、救急業務に協力した者、または事故現場等で119番通報により口頭指導員の指示のもとで、要救助者の応急手当てに従事した者、そういう者が対象となっております。

次に、2点目ですけれども、介護補償につきましては、今回の条例改正には含まれてございません。

○吉本議長 続きまして、議案第31号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第31号について、質疑をさせていただきます。

まず、第33条の解釈について、お聞きをしたいと思います

それから、第61条の2、対象事業者について、岩出市内で何件あるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、第10条の2で、企業主導の保育事業について、現在、岩出市内で、このような保育事業をしている企業はあるのかどうか。

それから、2番目に、市民緑地のために使っている土地、これについては、岩出市内で何筆あるのか、その何筆と平米数について、わかれば答弁をいただきたいと思ひます。

それから、今回のわがまち特例に関して、ほかに導入すべきわがまち特例として検討されてきたのか、案件はないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、最後に、この実施した場合の影響と効果、それから、コスト計算を含んで、岩出市におけるその算定について、実態はどうなっているのか、お聞きをし

たいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑の1点目、第33条の解釈についてですが、第33条の主な改正内容は、特定配当等、すなわち上場株式等の配当等に係る所得について、所得税の確定申告が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、その申告書に記載された事項、その他事情を勘案して、課税できることを明確にするものでございます。

具体的に申しますと、上場株式等の配当等に係る申告については、所得税、個人住民税、ともに総合課税、源泉徴収のみの申告不要、申告分離課税のいずれかを選択することができます。

例えば、所得税の確定申告書で、総合課税を選択した場合であっても、個人住民税において申告不要を選択した場合には、個人住民税の申告内容をもとに課税できることを明確化するものでございます。

続きまして、2点目、第61条の2の対象事業所についてですが、市内に対象となる事業所は、現在のところございません。

3点目の10条の2の企業主導型保育事業及び市民緑地の用に供している土地についても、ただいまのところ、市内には該当はございません。

また、わがまち特例に関して、他に導入すべき案件はないのかについてでございますが、わがまち特例は、地方税法に定める範囲内で、個々の地方公共団体、市町村が特例割合を条例で定めることができる仕組みでございます。特例割合を定めることはできますが、わがまち特例自体を市独自で導入することはできません。したがって、実施した場合の影響と効果については、市独自で実施できませんので、回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最初の33条の解釈の点なんです、そうしますと、2月15日から確定申告を一応したと。した後、譲渡所得なり株式の、それが所得が発生したよという場合には、これはみずから市役所に届け出をして、届け出をした後、課税対象にするという解釈でいいのか。それとも、その年度、ことしで言えば、昨年度、今年度については、いわゆる翌年の2月15日に確定申告をした段階で処理をすればいいのか、



それはどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、61条の2、10条の2に関しては、岩出ではないということなのですが、わがまち特例の中で、目新しいものとしては、例えば、償却資産の問題で、私は特に注目している点があるんですが、例えば、再生可能エネルギーの発電装置については、償却資産については、特例割合として課税標準額を3分の2に軽減しますよという取り組みをしている地方自治体があります。

岩出においても、再生可能エネルギーである太陽光発電が、田んぼとか、いろんなところで今設置をされておりますが、これについて、岩出市ではその償却資産について導入する考えはないのか、現行のままでいくということなのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、実施した効果と影響については、現在のところないということですが、本来は、これ、実施したコスト計算によっては、国のほうから、その償却資産、減額した分については補填をするということで制度になっておりますので、基本的には、もっと積極的にここら辺については、市の持ち出しにならないわけですから、もっとわがまち特例を導入して、市民の皆さんの声に応えるということが必要ではないかなと思うんですが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑について、お答えいたします。

まず第1点目でございますが、申告を2月15日、3月15日まで、確定申告をしていただきまして、それから、その後、その年度の納税通知書が送達される日までに、また、市の申告書を出していただくことにより、また違った形、所得税とは異なる課税方式で課税することができるよということでございます。

2点目、太陽光発電についてでございますが、太陽光発電につきましては、第10条の2の第10項で、既にわがまち特例として導入しております。

それから、今後もわがまち特例を導入していくべきではないのかということですが、岩出市では、地方税法に定められているわがまち特例については、全て導入しておりますので、今後とも地方税法に従って導入してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 わがまち特例に関して、再度お聞きをしたいと思うんですが、全て導入をしているということなんですが、確認ですが、水質汚濁防止法による汚水または廃液処理施設、大気汚染防止法の指定物質排出特例、それから土壤汚染対策における特定有害物抑制施設、それから、今、私が質問した再生可能エネルギー、ノンフロン製品、それから、サービス付高齢者賃貸住宅、これら等については、全て岩出市については導入をしているという解釈でよろしいかどうか、確認だけしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑について、お答えいたします。

今、尾和議員が言われた分について、全て導入しているということでございますが、ノンフロンにつきましても、今回の改正で廃止となっております。

○吉本議長 続きまして、議案第33号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第33号、28年度補正予算についてお聞きをしたいと思います。

第1点は、臨時福祉給付金に関してであります。現在、取り組みをされておると思います。現時点で、直近で結構ですので、給付金の未給付金額は幾らとなっているのか、それについて何%がまだ給付されていないのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、養護老人ホームの入所措置についてであります。現在、岩出市において、こういう措置をしている老人の皆さんは何名おられているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、予防接種委託料のマイナス1,800万余り計上されておりますが、これはどういう理由で委託料が減額となっているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑の1点目、臨時福祉給付金に関して、給付金の未給付金額は幾らか、何%になるのか、お答えします。

申請書は、支給対象者となる可能性のある方の世帯に発送してございます。申請された方の申請書を審査し、支給要件に合致する方全てに支給していますので、未給付金額はございません。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 養護老人ホーム入所処置者数につきましては、平成29年3月末の措置者は7人であります。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員ご質疑の3点目、予防接種委託料、マイナス1,878万円の理由についてですが、これは予防接種委託料の平成28年度実績による減額で、主に肺炎球菌やポリオ、日本脳炎ワクチン等の接種実績が、当初見込みより少なかったことより減額するものです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 一番最初の臨時福祉給付金に関してですが、ちょっと私の質疑とちょっとかみ合わない点があったんで、対象者は総数何人あって、現在、申請者が、された方は全額給付されておると思うんですが、そのもとの数字は幾らであって、現在、未申請者、これは何人あるのか、金額は幾らなのか、その割合を聞いたんで、ちょっともう一遍お願いしたいと思います。

それから、予防接種の減額についてですが、肺炎ワクチン等の接種者数が少なかったということですが、やはり、これは65歳以上の方の肺炎については、非常に死亡原因になるということで、国もワクチン接種に積極的に取り組むべきだという趣旨でされているんですが、それについての啓発、それから接種されようとしている方、ここら辺について、この制度をもっと広報して、市民の皆さんに勧奨していくというような取り組みが必要ではないかなと思うんですが、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

発送者数が何件で、支給したのは何件という、まずご質疑ですが、あくまでも発送者数は支給対象となる可能性のある方の世帯に発送してございますので、発送件数で申しますと、低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時給付金に関しましては、発送者数が3,196世帯、それに対して、支給世帯は2,817世帯となっております。

この分母のほう、あくまでも可能性のある方の世帯となっておりますが、支給された世帯の割合で言いますと88.1%、支給金額は1億668万円となります。それから、臨時福祉給付金の簡素な給付措置に関しましては、これ、障害・遺族基礎年

金受給者向けの年金生活者等支援臨時給付金とセットになっているところでございますけども、これに関しては、これもあくまでも支給対象となる可能性のある方の世帯といたしまして、6,757世帯です。

それから、支給件数でございますけども、4,417世帯で、割合としては65.4%、支給金額が臨時福祉給付金、簡素な給付措置で申し上げますと、これは人になりますが、2,162万1,000円、7,207人分でございます。

それから、障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時給付金につきましては、この7,207人のうちの294人で、882万円となっております。

以上です。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

高齢者の肺炎球菌について、もう少し啓発・周知すべきではないかというご質疑だったと思うんですが、高齢者肺炎球菌につきましては、ご承知のとおり、65歳から5歳刻みで100歳までの方が毎年対象になるんですけども、この方々につきましては、直接、個人に個別で通知書を送付して、勧奨しておる次第でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 臨時福祉給付金の問題であります。申込期限がことしの9月22日で締め切られると思うんですが、もし、9月22日締め切りまでに申請がない場合、されていない方、これらについてはそこで打ち切りで、そのまま支給しないのか、それとも猶予期間を設けて、再度求めて申請をしていただくというような手だてをしていくのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

申請期限を過ぎた方に関しましては、そこで打ち切りといたします。

それにつきまして、広報、それからウェブ、それからdチャンネル、それから機会を捉えまして、介護保険の納付通知書、それから国民健康保険の納付通知書、それから期限が9月22日までになってございますので、敬老会の案内通知の中で、申請されていない方に申請していただくように周知をしております。

既に、国民健康保険税と介護保険の納付書については、その案内文を同封しているところでございます。

以上です。

○吉本議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第38号、29年度補正予算についてお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、子ども医療費扶助利用に関してであります。先ほどもご答弁をいただきました。その中で確認をしたいと思うんですが、この医療関係の地域指定のところ、岩出市内の医療機関でかかった場合は、資格証を提出すれば現物給付です。岩出市以外の、例えば、紀の川市とか和歌山市で、その他の医療機関でかかった場合は、今までどおり3割自己負担分を払って、領収書を岩出市内に申請をすると、市役所に提出をするという制度でよろしいでしょうか。その点について確認をさせてください。

それから、高等職業訓練給付金についてですが、これについては、母子家庭とか、いろんな生活困窮者のために制度としてつくられたものであります。現在までに何人が給付されて、現在、何名の方が給付対象者として、その訓練事業に参画されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、市民プールに関してですが、これ、ちょっと私、先ほどの答弁で聞き漏らしたんですが、屋外、屋内なのか、それとも老朽化した今までの東と西にあるプール、これについては、このプールができた場合に閉鎖をするのか、継続してつくっていくのか、ここら辺について統一したものがあれば、お聞きをしたいと思います。並びに、設置場所について、現在、どこを考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、超過勤務手当に関してであります。超過勤務手当については、マイナスの各原課のところが多くありました。集計しますと459万余りが超過勤務手当の減額として、今回、予算提案をされておりました。しかし、一方、増加をしているところをチェックをしますと、これまた、大体450万ぐらい符合するんですね、大体。突き合わせたんじゃないかなと思うぐらい、プラスマイナスで現行になっております。

その中でお聞きしたいのは、老人医療扶助費、それから商工総務費、これが極端にぼんと増加をしております。これについて、その理由をご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員のご質疑にお答えをいたします。

子ども医療扶助事業に関して、全般的なお話は、先ほど増田議員にご説明させていただいたとおりであります。そのうち、ただいまの地域指定は岩出市内だけかということでもありますけれども、岩出市内だけでスタートをさせていただきます。

岩出市内の取扱医療機関で小中学生が外来受診した場合に、受給資格証を提示すれば窓口負担が1割になるということではありますが、一方で、岩出市外、紀の川市や和歌山市等で受診された場合は、一旦3割をお支払いいただいて、後日、岩出市保険年金課で手続の上でお返しをさせていただき、申請の上でお返しさせていただきます。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 高等職業訓練促進給付金について、お答えいたします。

過去5年間の促進給付金の延べ支給件数につきまして、28件ございます。また、その後、資格を取得され、修了支援金交付されたり、何らかの形で就職・進学された方につきましては、11人いらっしゃいます。

以上です。

○吉本議長 生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 尾和議員の質疑、3点目、市民プール建設について、ご答弁させていただきます。

市民プールにつきましては、現在の老朽化した市民プールを統合し、屋外プールを総合体育館敷地内に建設してまいりたいと考えております。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の超過勤務手当についてですが、今回の補正予算につきましては、4月の人事異動に伴った補正となっております。その中でも、老人医療のほうにつきましては、超勤の非対象者から対象者になったことによる、異動によったことによる増になってございます。

また、商工観光につきましては、産業振興課まちづくり推進室ができたことによる増となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 子ども医療費の事業のことで、ちょっと再度お聞きをしたいんですが、申請件数、過去、年度別で結構ですので、どれだけあったのか。それと、やはりこ

の制度そのものが矛盾をしていると思うんですよね。岩出市内のみで、また複雑になると。市民の皆さんは、こういう制度はどうかという意見が多く出てくると思うんです。現在でもあると思うんですが、かえって、市職員の業務をふやすことにならざるを得ないのではないかとと思うんですが、そういう点、危惧をしているんですけれども、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、市民プールの建設のところで、私、第1回目で、老朽した東西のプールについては、副課長のほうから老朽化したのは統合するという表現を使われました。ということは、東西のプールについては閉鎖をして、総合体育館に一本化をするのか、これについてお聞きを再度したいと思います。

それから、市民の要望としては、やっぱりオールシーズンで室内の屋内プールを常設する声が強いですよね。だから、そういう声に応えるためにも、屋内プール形式の対応が求められるのではないかなと思うんですけれども、これらについて検討される意思があるのか、今後どうしていこうと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員のただいまの再質疑におきまして、子ども医療の申請の実績はどうかということですが、平成28年度実績で、申請件数は6,152件となっております。

続いて、子ども医療の現物給付化を進めるに当たって、これは業務をふやす結果につながりはしないかという心配でございますけれども、市の方針としましては、1割負担の考えが、事故やけがや疾病予防に対する意識を高めていただくこと、また、将来にわたって、この制度を安定的に進めていくこと、そういうことを総合的に勘案した上での措置でございますので、業務をふやすという点については、そちらについては原則を優先させていただきたいと考えております。

○吉本議長 生涯学習課副課長。

○吉末生涯学習課副課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

まず、現在ある2プールにつきましては、閉鎖を考えております。また、オールシーズンの屋内プールの検討の意思についてですが、教育委員会としましては、屋外型の浄水機能を有したプールを考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 子ども医療に関してですけれども、今、ご答弁をされました。今回のシステムの変更については、将来、岩出市が完全無料化をするための1ステップやと私は考えておるんですけれども、それにも備えるというシステムの変更も含めた内容なのか、そこら辺について、再度、またオール無料になったとき、また変えなあかんと、予算組まなあかんというようなことのないように、そこら辺も含めたシステムを考えておられるのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。
- 吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

- 井辺保険年金課長 尾和議員、ただいまの再々質疑において、子ども医療費の今回のシステム改修については、将来の無料化を見据えてのものかということですが、今回のシステム改修については、あくまで現物給付の1割負担ということでの改正でございまして、将来の無料化までを見据えたものではございません。
- 吉本議長 続きまして、議案第43号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 議案第43号、動産の取得について、質疑をさせていただきます。
- 今回、新たに車両の購入を2件されるということでありまして。旧の車両と比較して、どのような向上点、どういう点で効率がよくなるのか、それについてお聞きをしたいと思います。
- どの分団に、この購入される車両を配置されるのかをお聞きしたいと思います。
- さらに、今まで貸与していた車両についてはどうするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

- 吉本議長 答弁願います。

総務課長。

- 木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目についてですが、旧車両の性能を基本としておりますが、ポンプの真空性能等の向上はいたします。
- 2点目についてですが、どの分団ということで、第1機動隊と第4機動隊に貸与いたします。
- 3点目についてですが、契約の金額は、下取り金額を含めた金額となっております。
- 以上です。

- 吉本議長 再質疑ありませんか。



- 尾和議員 3番目の答弁がないので。
- 吉本議長 下取りに出す。
- 尾和議員 下取りするということやな。
- 吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 こういう高級な車両ですから、もちろん今までも整備とか点検とか、各分団でされておられると思うんですが、そこら辺の分団配置後のチェックをどのようにされようとしているのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、下取りということなんですけども、これ、入札で済むのか、それとも買い取り業者のほうでそれを処分をしてもらうのか、そこら辺について、どのようにされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

- 吉本議長 答弁願います。

総務課長。

- 木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、点検等につきましては、日常の点検は、それぞれの消防団で行っていただいております。また、法定に沿った整備点検も法どおりに行っております。

続きまして、今まで貸与していた車両につきましては、入札に含めてございますので、業者での買い取りとなっております。

- 吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 処分の件なんですけども、いわゆる購入した業者に、そこへ渡すということなんじゃないかね、今の話では。その点、再度確認をさせてください。

- 吉本議長 答弁願います。

総務課長。

- 木村総務課長 尾和議員の再々質疑ですけども、購入業者にお渡しいたします。

- 吉本議長 続きまして、議案第44号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 議案第44号、農業委員会に関する改正の条例案について、質疑をさせていただきます。

まず第1点、条例定数に関してですが、14名ということで、現在決まっておりますが、今回の選出については、14名であるということで理解よろしいのか。

それから、2番目に、応募者と推薦者、ここらについて、どのような形で選定を

されてきているのか、お聞きをしたいと思います。

3番目、農業委員の任命については、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないとか、委員会の所管に関する事項については、利害関係を有しない者ということ、1名それを入れられるということでもありますけども、この1名でいいかどうか。農水省の方針では、弁護士なり、司法書士なり、行政書士、専門の士業に割り当てをしている地方自治体もあります。ここら辺について、どのような形でされようとしてきているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、認定農業者の認定等市内における人員については、先ほど答弁をいただきましたが、この問題についてもご答弁をいただきたいと思います。

それから、農地利用適正化推進委員の新設が、農業委員会で任命された後設けられますが、これについての時期はいつごろになるのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

定数条例に関してなんですけども、先ほど、尾和議員がおっしゃられた14名としております。

続きまして、2番目、応募者と推薦者についてなんですけども、農業委員個人のお応募者は13名、団体推薦者の応募者は4名、合計17名の応募をいただいております。

3番目、任命に関してなんですけども、この件に関しては、農業委員会委員は認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合、認定農業者に準ずる者とするということについて、議会の同意を得て、市長が農業委員を任命することになっております。

4番目、認定農業者の認定と市内における人数についてなんですけども、市内における認定農業者の人数は2名です。元認定農業者は24名になっております。

続きまして、5番目、農地利用適正化推進委員の新設についてなんですけども、現在、農業委員会の委員の機能が、委員会として決定行為、各農業委員の地域での活動が2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするため、主に許認可の意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農地利用適正化推進委員を新設いたします。新設については、農業委員会の総会にて委嘱することになっております。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後の点から行きますと、農業委員会で委嘱をするということになりますが、第1回の農業委員会で、それは委嘱の手続をするということになるのか、それとも、その他募集とかやっていくのか、ここら辺について、推進委員については、定数は政令で定める基準に従い、条例で定めるというようにうたわれておりますが、ここら辺について、農業委員と兼ねることができないとか、こういう委嘱手続上での制約があるんですけども、ここら辺についてどのようにされていくのか、ご答弁をいただきたいと思います。

並びに、その任期ですね、それについてもご答弁をいただきたいと思います。

それから、公平・中立の立場で、今回、あす、議会のほうに人事案件が提出されようとしているんですけども、公平・中立の立場の者が1名でいいのかと。ここら辺については、再検討すべきではないかというふうに思っておりますが、ここら辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業委員会事務局長 第1点目、農業委員会で委嘱の予定なんですけども、第1回農業委員会の会議において委嘱する予定としております。

続きまして、農業委員の任期の件なんですけども、任期は3年です。

そして、利害関係者を有しない者を入れることを1名でいいのかの件につきましてなんですけども、その件については、農水省で確認しましたところ、1名による任命でいいと回答をいただいております。

推進委員の定員なんですけども、岩出市農業委員及び推進委員の定数により6名と定めております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の農業委員会の改正については、基本は、農地をいかにして優良な農地を守り、農業の第1次産業を推進していくかというのが主な目的であります。それに沿うよう農業委員会の運営を要望しておきたいと思っております。これは答弁は要りません。

以上で、私の質疑を終わります。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第29号から議案第44号までの議案16件に対する質疑を終結いたします。

す。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第44号までの議案16件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月27日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月27日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時45分)